

社会福祉法人祥風会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人祥風会（以下「本法人」という。）の役員等の報酬等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(理事及び監事の報酬)

第3条 理事及び監事は無報酬とする。

- 2 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により実費弁償を支払うことができる。ただし、本法人の他の規程により給与等の支給を受けている役員等については、これを支給しない。
- 3 理事及び監事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合等は前項に定める実費弁償を支払うことができる。
- 4 理事及び監事が評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償を支払うことができる。ただし、評議員を兼ねる理事が評議員会に出席し、かつ同一日に開催された理事会に出席した場合は、これを支払わない。

(評議員の報酬)

第4条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表2により実費弁償を支払うことができる。
- 3 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、前項に定める実費弁償を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の報酬)

第5条 苦情対応第三者委員（以下「第三者委員」という。）は無報酬とする。

- 2 第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2に掲げる評議

員の費用弁償を準用して実費弁償を支払うことができる。ただし、理事会及び評議員会に出席し、かつ同一日に開催された第三者委員会に出席した場合は、これを支払わない。

- 3 第三者委員が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、前項に定める実費弁償を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員会委員の報酬)

第6条 評議員選任解任委員は無報酬とする。

- 2 評議員選任・解任委員会委員が当該委員会に出席したときは、別表2に掲げる評議員の実費弁償額を準用して実費弁償を支払うことができる

(出張旅費)

第7条 役員等が法人及び施設のために出張する場合は、別表3に定める旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 出張の目的遂行のために必要な経費は、原則として実費を支給することができる。
- 4 旅費は最短の経路で最も安価な方法により支給するが、実情に応じてこれを増額することができる。
- 5 旅費等は、原則として出張終了後これを支払うものとするが、必要に応じて事前に概算額を支払い、出張終了後これを精算することができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員等については、施設の職員としての業務を除く法人業務に限りこの規程を適用するものとする。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃については、理事長の専決事項とする。

附 則

- 1 この規程は、平成25年11月17日から施行する。

- 2 社会福祉法人祥風会実費弁償に関する規定（平成19年4月1日施行）は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

別表1（第3条第2項関係）

理事及び監事の実費弁償額

理事及び監事の住所	理事実費弁償額	監事実費弁償額
小田原等	4,000円	3,000円
小田原市等を除く神奈川県内	6,000円	—
神奈川県外	10,000円	—

小田原市等とは、小田原市、南足柄市、足柄下郡及び足柄上郡に住所を有するものをいう。

別表2（第3条第3項関係）

評議員の実費弁償額

評議員の住所	評議員実費弁償額
小田原市等	2,000円
小田原市等を除く神奈川県内	3,000円
神奈川県外	6,000円

小田原市等とは、小田原市、南足柄市、足柄下郡及び足柄上郡に住所を有するものをいう。

別表3（第7条第1項関係）

役員等の旅費等（1日に付き）

項目	旅費等の額	備考
旅費	実費	
宿泊費	20,000円	
日当	10,000円	